

日本開発銀行が米国対日援助見返資金特別会計から承継する債権の範囲及びその一部の承継の日を定める政令案要綱

- 1 日本開発銀行が日本開発銀行法第49条の2第1項の規定により、政府の米国対日援助見返資金特別会計から承継する債権は、電気事業者及び海上運送事業者に対する貸付並びに中小企業貸付に係る債権並びにこれらの債権以外の私企業貸付に係る債権のうち大蔵大臣の指定する貸付以外のものとする事。
- 2 日本開発銀行が、前項の貸付に係る債権のうち海上運送事業及び中小企業貸付に係る債権以外のものを承継する日は、昭和27年9月14日とする事。

裏  
面  
白  
紙



日本開發銀行が米國対日援助見返資金特別會計から承継する債権の範圍及びその一部を承継の日を定める政令案

内閣は、日本開發銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第四十九條の二第一項の規定に基き、この政令を制定する。

1. 日本開發銀行が、日本開發銀行法（以下「法」という。）第四十九條の二第一項の規定により政府の米國対日援助見返資金特別會計から承継する債権は、電気事業者及び海上運送事業者に対する貸付並びに米國対日援助見返資金中小企業貸付として行われた貸付に係る債権並びにこれらの債権以外の私企業に対する貸付に係る債権のうち大蔵大臣の指定する貸付以外のものとする。

2. 日本開發銀行が、法第四十九條の二第一項の規定により前項に規定する貸付に係る債権のうち海上運送事業者に対する貸付及び米國対日援助見返資金中小企業貸付として行われた貸付に係る債



権以外のものを承継する日は、昭和二十七年九月十四日とする。  
附 則  
この政令は、公布の日から施行する。

理由

日本開発銀行が政府の米国対日援助見返資金特別会計から承継する私企業に対する貸付に係る債権の範囲及びその一部の承継の日を定める必要があるからである。

裏面白紙